

本注文書条件、ならびにその注文書（以下「注文書」という）、ユーザー マニュアル、指示、トレーニング用教材、システム マニュアル、仕様、および製品またはサービスについて記載するその他のすべての売り手の資料（総称して、以下「PO」という）は、注文書に特定された製品またはサービスを購入する関連会社（以下「Thomson Reuters」という）および製品またはサービスの供給業者（以下「売り手」という）との間で締結されます。

1. 定義。 「関連会社」とは、直接的または間接的にかかわらず、随時、Thomson Reuters Corporation を支配する、Thomson Reuters Corporation によって支配される、もしくは Thomson Reuters Corporation と共通の支配下にある事業体、または当該事業体もしくは当該事業体の事業および資産の継承者である事業体（名称変更、解散、吸収合併、会社更生、売却、またはその他の処分によるものを含むがこれらに限定されない）をいいます。「製品」とは、注文書に特定された、Thomson Reuters が売り手から取得する機器、材料、およびその他の物品をいいます。「サービス」とは、売り手が提供する役務をいい、注文書に特定されているトレーニング、設置、構成、メンテナンス、およびサポートが含まれますが、これらに限定されません。

2. 注文書。 Thomson Reuters は、売り手に注文を発行することにより、売り手から製品およびサービスを調達することができ、売り手は、注文に記載されている当該製品およびサービスを提供するものとします。時間は本 PO を履行するうえで重要な要素です。売り手は本書に基づいて注文書の履行を開始することにより、注文書および本 PO を受諾したものとみなされます。Thomson Reuters の書面による許可がない限り、売り手による注文書の変更（価格、数量、納入日もしくは設置日、またはその他の調整を含む）は無効です。Thomson Reuters の書面による事前許可がない限り、売り手は製品の交換または過剰出荷を行うことはできません。Thomson Reuters は随時、注文書の範囲に対する合理的な変更（Thomson Reuters の要件、数量、納品スケジュール、テスト プロトコル、または仕向地を含むがこれらに限定されない）を書面で要求できるものとします。当該変更により、売り手に実質的に負担がかからない限り、売り手は当該変更を実施するものとし、該当する注文書は、当該変更に対応するよう修正されるものとします。

3. 製品の納入。 納入日または納入日より前に Thomson Reuters から書面により要請または許可された場合を除き、売り手は 1 ロット単位で注文書に対応し、製品メーカーが製品とともに保管することを意図するすべての文書および資料を含めるものとします。国際輸送の場合、売り手は (i) 輸出申告者であり、必要に応じて必要なすべての輸出承認書を取得するものとし、(ii) 最終使用目的の地について、輸入申告者であり、適用されるすべての輸入承認書および許可書の取得、すべての輸入関税および税金の支払いを含む、あらゆる輸入手続きに責任を負うものとし、(iii) すべての物品をインコタームズ 2020 仕向地持ち込み渡し・関税込み条件 (DDP) により、注文書に Thomson Reuters が示す最終仕向地に発送するものとし、ならびに (iv) 商業送り状、航空貨物運送状、輸出入承認書、製造証明書および/または原産地証明書を含む、国際貿易に必要なすべての船積み書類の写しを Thomson Reuters に提供するものとします。国内輸送の場合、売り手は (a) 内容明細票および出荷書類を含む、国内輸送に必要なすべての船積み書類の写しを Thomson Reuters に提供するものとし、ならびに (b) Thomson Reuters が注文書に記載した最終仕向地に納入され、受け入れられた時点で、売り手により販売された物品の所有権を Thomson Reuters に移転するものとします。注文書において別段の合意がない限り、売り手は物品の発送時に売り手が実際に負担した運送費のみを Thomson Reuters に請求するものとします。

4. 返品。 Thomson Reuters は、以下に掲げる場合、製品を売り手に返品し、全額返金を受けることができます。(a) 理由の如何を問わず、製品の受領後 6 か月以内、または (b) 製品に不具合がある場合、Thomson Reuters が製品を受け取ってから 12 か月以内。製品は、元の梱包材、または元の梱包材に不具合がある場合は、受け取った梱包材と類似の保護梱包材のいずれかを使用して返品する必要があります。カスタム製品または廃止品は、製品に不具合がある場合を除いて、返品することはできません。返品の場合、売り手は Thomson Reuters が通知してから 24 時間以内に、Thomson Reuters に返品承認（以下「RMA」という）を提供するものとします。売り手は関連するあらゆる返品費用（返品に関連する輸送費および通関手続きを含むがこれらに限定されない）を支払う責任を負います。

5. Thomson Reuters の手続きの順守、プライバシー、および保険。 サービスが Thomson Reuters の拠点で履行される場合、売り手の担当者は Thomson Reuters のセキュリティポリシー、規則、規制、およびポリシー（随時更新される）を順守し、売り手は常に、Thomson Reuters の通常の事業運営の途絶を最小限に抑えるために、最善の努力を払うものとします。Thomson Reuters により、または Thomson Reuters に代わって提供されたデータ（個人情報を含む）を売り手が処理する場合、売り手は、引用により本 PO に組み込まれ、以下の場所に提示されるプライバシーに関する附属書を順守するものとします。[Privacy Exhibit](#)。売り手は随時変更されうる Thomson Reuters のサプライチェーン倫理規範を順守するものとします。Thomson Reuters のサプライチェーン倫理規範は引用により本 PO に組み込まれ、以下の場所に提示されています。<http://thomsonreuters.com/about-us/corporate-responsibility/marketplace/supply-chain-ethical-code/>。売り手は、PO に起因または関連して生じるすべての損害、責任、および義務を補填するために十分な保険を、自らの単独の経費および費用により維持するものとします。

6. 環境衛生、製品安全データ シート、または同等の情報。 危険と考えられるすべての製品またはサービスについて、売り手は、Thomson Reuters のリスク管理部門に、製品安全データ シートを含む情報（存在する場合）を提出するものとします。当該情報は少なくとも、製品またはサービスの対象である法域で適用される環境、衛生、および安全に関する法律を順守するために必要な情報を提供するものとします。

7. 価格。 価格は、関連する注文書に規定されたとおりとします。売り手は、すべての数量、ならびに Thomson Reuters が売り手から得られる、または得られる可能性があるその他の割引、値下げ、およびプロモーションについて、Thomson Reuters に速やかに通知するものとします。本 PO で別段の許可がない限り、売り手が本 PO に基づく自らの義務を履行するために、または Thomson Reuters が本 PO に基づく自らの権利を行使するために、Thomson Reuters に対していかなる追加料金も発生しません。

8. 請求、支払い、税金。 売り手は、製品の出荷またはサービスの履行後に Thomson Reuters に請求書を送付するものとします。Thomson Reuters は、Thomson Reuters が売り手から異議の余地がない請求書を公式に受け取ってから正味 70 日後の月曜日に、売り手に支払うことに同意します。前述にかかわらず、Thomson Reuters より売り手に支払われるべき、または支払われるべきとなる金銭に関するあらゆる請求は、本 PO に起因して生じる相殺または反対請求に対する Thomson Reuters

rs による控除の対象となるものとします。売り手が日本でサービスまたは製品を提供し、下請代金支払遅延等防止法の対象である場合、異議の余地がない請求書に関する Thomson Reuters の支払い期日は、製品またはサービスの納入日から 60 日です。Thomson Reuters は、Thomson Reuters が指定した調達カード、会社の小切手、または電子送金（以下「EFT」という）を介して売り手に支払う権利を留保します。価格には、付加価値税、消費税、使用税、物品税、取引税、またはその他の類似の税金は含まれません。当該税金が適用される場合、売り手は請求書に別途記載するものとします。ただし、Thomson Reuters が売り手に直接納税許可番号を提供する場合、Thomson Reuters は適用される税金を支払うものとします。すべての請求書は、適用される税法に準拠したタックスインボイスである必要があります。売り手がシンガポールまたは日本で製品またはサービスを提供する場合、以下に掲げる規定も適用されるものとします。異議の余地がない請求書が支払期限後に未払いの状態である場合、売り手の唯一の救済は利息を請求することであるものとし、当該利息はシンガポールの銀行の最優遇貸出金利を 2% 上回る年率で、毎月発生するものとします。売り手が EMEA で製品またはサービスを提供する場合、以下に掲げる規定も適用されるものとします。異議の余地がない請求書が支払期限後に未払いの状態である場合、売り手の唯一の救済は利息を請求することであるものとし、当該利息は HSBC Bank plc. の基準金利を 2% 上回る年率で、毎月発生するものとします。売り手がインドで製品またはサービスを提供し、2006 年の中小零細企業開発法およびその改正（以下「MSMED 法」という）の規定に基づいて、インドにおいて中小零細企業として登録されている場合、売り手は製品またはサービスの購入前に、Thomson Reuters に当該分類を通知するものとし、本条は MSMED 法の規定を順守するように改正されたとみなされます。

9. 保証。 売り手は、Thomson Reuters に対し、以下に掲げる事項を表明し、保証し、約束します。(a) 自らが、適用法に基づき有効に存続する事業体であること。(b) 本 PO を締結し、本書に基づく自らのすべての義務を履行するために必要なすべての権利、所有権、ライセンス、および権限を留保すること。(c) 本書に基づく自らのすべての義務の売り手による履行は、適用されるいかなる法律、制定法、規制、または条例にも違反しないこと。(d) 第三者の知的財産権が、売り手の義務の履行または Thomson Reuters による製品およびサービスの使用により侵害されないこと。(e) 製品およびサービスには一切のリーエンおよび債務もなく、本書に基づいて売り手が自らの義務を履行する売り手の能力、または Thomson Reuters が本書に基づいて付与される権利を享受することには重要な悪影響を及ぼしうる、係争中の実際の申し立てまたは申し立ての恐れがないこと。(f) 本 PO に基づく自らの義務を履行するために、自らの従業員および請負業者と適切な契約を締結していること。(g) 製品およびサービスに重大な瑕疵がなく、本 PO に従って Thomson Reuters が満足するように機能すること。(h) 目的が売り手に通知され、Thomson Reuters が売り手の判断および選択に依拠する場合、製品およびサービスが目的の用途に適切であること。(i) 製品が新品であり、使用、再製造、修理されていないこと。(j) 売り手は、最高の業界標準に従い、専門的かつ職人らしい方法でサービスを提供すること。当該製品またはサービスがこれらの表明、条件、および保証を満たさない場合、Thomson Reuters のその他の権利および救済を制限することなく、売り手は、場合に応じて、自らの費用負担で速やかに製品を修理し、もしくはは新品の適合製品と交換し、またはサービスを再履行するものとします。ただし、Thomson Reuters は、かかる修理、交換、または再履行の代わりに、支払ったすべての料金および費用の返金を受けることを選択できるものとします。

10. 補償。 売り手は自らの費用負担で、Thomson Reuters をすべての申し立て、訴訟、要求、責任、損害、損害、判決、和解、経費、および費用（合理的な弁護士費用を含む）（総称して、以下「損失」という）から保護し、補償し、免責するものとします。ただし、当該損失（または当該損失に関する訴訟）が、売り手もしくはその従業員、再委託業者、または代理人による、本書に基づく自らの表明、保証、約束、もしくはは合意の違反、または本書に基づく売り手の義務の履行中に売り手もしくは製品に起因して発生した、もしくはは財産への傷害または損傷に関連することと条件とします。

11. 機密情報、権利譲渡。 直接的または間接的にかかわらず、売り手が Thomson Reuters から取得したすべての物品（材料、システム、ソフトウェア、ハードウェア、工具、および機器を含むがこれらに限定されない）および情報（口頭の情報、書面による情報、視覚情報、図形情報、および電子情報を含むがこれらに限定されない）、または Thomson Reuters から提供された当該情報を含むもしくははその他の方法で反映する、売り手もしくはその代表者により作成された分析、編集、調査、もしくははその他の文書は、機密として保持され、Thomson Reuters の独占的財産としてとどまり、本 PO の履行に必要な範囲でのみ売り手により使用または開示されるものとします。両当事者は以下に掲げる事項を意図します。(a) 売り手は、請負業者として本書に基づくすべてのサービスを履行すること。(b) 当該サービスに起因して生じる作業成果物は、合衆国法典第 17 編（著作権法）第 201 条 (b) 項または同等の法律に基づく「職務著作」とみなされること。(c) 当該作業成果物は特別に委託された成果物とみなされること。作業成果物が「職務著作」、職務の結果による発明、またはその他であるとみなされるかどうかにかかわらず、すべての作業成果物（当該作業成果物のすべての著作権、特許権、およびその他の知的財産権を含む）は、Thomson Reuters の単独の財産です。売り手は本書により、サービスに関連するすべての作業成果物（現在もしくは将来的に存在するかどうかにかかわらず、または登録されるかどうかにかかわらず、当該作業成果物のすべての知的財産権、ならびに当該知的財産権のすべての申請および更新を含むが、これらに限定されない）に対する全世界的な権利、所有権、および権限を、Thomson Reuters ならびにその継承者および譲受人に対し、さらに検討することなく譲渡し、放棄し、または当該作業成果物に関連するすべての人格権の放棄を確保するものとします。

12. 宣伝の禁止。 Thomson Reuters の書面による事前同意がない限り、売り手はいかなる広告、広報リリース、顧客リスト、販促用資料、またはその他の出版物にも、本 PO、または Thomson Reuters の名称、商号、商標、またはサービス マークを開示、使用、または言及しないものとします。Thomson Reuters は自らの単独の裁量により当該事前同意を留保することができます。

13. 独立請負業者。 売り手は Thomson Reuters の非独占的な独立請負業者です。売り手の従業員または代理人は Thomson Reuters の従業員ではなく、Thomson Reuters または法律の運用により、Thomson Reuters の従業員に付与または提供される福利厚生または特権を利用する資格はありません。売り手は明示または黙示にかかわらず、Thomson Reuters に代わっていかなる義務も負わず、いかなる義務も生み出す権限を留保しません。

14. 解除。 Thomson Reuters は全部または一部にかかわらず、理由の如何を問わず、売り手に書面による通知を提供することにより随時、本 PO に基づく業務の履行を終了することができます。当該通知を受領した時点で、売り手は、別段の指示がない限り、本 PO の履行に関連するすべての作業、ならびに資材、設備、供給品のすべての発注を直ちに中止し、既存の注文または再委託契約が本 PO

の金額に影響する範囲において、当該注文または再委託契約をすべて速やかに取り消し、解除するものとします。 Thomson Reuters は、売り手が解除通知を受け取る前に本書に基づいて Thomson Reuters により購入され、Thomson Reuters に納入され、受け入れられた材料、および Thomson Reuters への納品に必要な仕掛品について支払うべき残額の支払いを超えるいかなる責任も、売り手に対して負わないものとします。 本 PO のその他の規定にかかわらず、両当事者は、その性質上、満了または解除後も存続することが意図される義務が存続することに合意します。

15. 譲渡。 Thomson Reuters の書面による事前同意がない限り、売り手は、本 PO に基づくいかなる権利または義務も、再委託、譲渡、またはその他の方法で移転しないものとします。 Thomson Reuters は当該同意を不当に保留または遅延しないものとします。 当該譲渡が Thomson Reuters の書面による事前同意なく行われた場合、無効とします。 許可を受けた売り手による権利もしくは義務の再委託契約、譲渡、またはその他の移転について、売り手は譲受人の作為または不作為について、引き続き連帯して責任を負います。 Thomson Reuters は本 PO に基づく自らのいかなる権利または義務も、第三者に再委託、譲渡、またはその他の方法で移転する権利を留保するものとします。 本 PO は、両当事者の各継承者および許可を受けた譲受人を拘束します。

16. 法令遵守。 両当事者がいずれかの国に拠点を置く間、当該国のすべての法律および規制、ならびに随時変更される当該法律および規制を順守するものとします。

17. 権利非放棄。 取引が行われない場合、履行されない場合、またはいずれかの当事者が本 PO の規定を厳格に強制しない場合も、規定放棄とはみなされません。

18. 米国政府の特別規定。 本 PO に基づく売り手の履行に関連して、売り手が米国の会社である場合、売り手は、適用される場合、以下の連邦調達規則（以下「FAR」という）の規定、および FAR 5 2.244-6 の規定 (www.acquisition.gov/far で入手可能) を順守することに同意するものとします。 具体的には、売り手は、該当する場合、以下の規制の全部を順守することに同意するものとします。**機会均等および差別は正措置。** Thomson Reuters は、機会均等および差別は正措置を重視する雇用者です。 適用免除がない限り、売り手は連邦規則集第 41 編 60-1.4 (a)、60-300.5 (a)、および 60-741.5 (a) の要件に従うものとします。 当該規制は、保護を受けている退役軍人または障がいのある個人としての立場に基づいて適格とされた個人に対する差別を禁止し、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性自認もしくは性表現、または出身国に基づくすべての個人に対する差別を禁止します。 さらに、当該規制は、対象となる元請業者および再委託業者に對し、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性自認もしくは性表現、出身国、保護を受けている退役軍人の地位、または障がいに関係なく、個人を雇用し、雇用に推進するための積極的な行動をとることを要求します。 該当する場合、売り手は、退役軍人の雇用報告に関する連邦規則集第 41 編 61-300.10、および従業員の権利の通知の掲示に関する連邦規則集第 29 編パート 471 の附属書 A からサブパート A の要件も遵守するものとします。 該当する場合、売り手は以下に掲げる事項を順守するものとします。 **黄金の透明性に関する基本方針。** 売り手は、従業員もしくは志願者が自らの賃金または他の従業員もしくは志願者の賃金について問い合わせ、交渉、または開示を行ったことを理由に、当該従業員または志願者を解雇したり、またはその他の方法で差別したりしないものとします。 ただし、基本的な職務の一環として他の従業員または志願者の報酬情報を閲覧できる従業員は、その他の方法で報酬情報を閲覧できない個人に、他の従業員または志願者の賃金を開示することはできません。 ただし、開示が以下に掲げる場合に行われるときは、この限りではありません。 (a) 公式な苦情または告発に対応するため、(b) 雇用主が行う調査を含む、調査、手続、ヒアリング、または措置の推進、または (c) 情報を提供する売り手の法的義務に適合する場合。

19. 救済、弁護士費用、および経費。 本 PO における Thomson Reuters の権利および救済は累積的であり、法律または衡平法で規定されるその他の権利および救済に追加されます。 Thomson Reuters は、その結果に関わらず、本 PO に基づいて提起されたいかなる訴訟においても、すべての経費および合理的な弁護士費用を全額補償条件で受け取る権利を留保します。

20 (a). 準拠法 - 一般。 買い手が 20 (b)、「国別の準拠法」に列挙されていない国に拠点を置く場合、以下の準拠法および管轄権が地域ごとに適用されます。 買い手が北アメリカ、中央アメリカ、または南アメリカの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはニューヨーク州の法律が適用され、管轄裁判地はニューヨーク州、ニューヨーク市です。買い手が EMEA 地域の会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはイングランドおよびウェールズの法律が適用され、管轄裁判地は英国、ロンドンです。買い手が APAC 地域の会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはシンガポールの法律が適用され、管轄裁判地はシンガポールです。 国際物品売買契約に関する国連条約は本 PO に適用されず、適用されるすべての法律は抵触法の原則にかかわらず適用されます。 両当事者は、本 PO に関連するいかなる訴訟においても、本注文書に記載された住所に送付された普通郵便による、両当事者への訴状の送達に同意します。

20 (b). 国別の準拠法。 準拠法および管轄権は、地域別に整理された以下の国の買い手に適用されるものとします。

南北アメリカ。

買い手がカナダの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはオンタリオ州の法律、および当該法律で適用されるカナダの法律が適用され、管轄裁判地はオンタリオ州、トロントです。 本 PO がアルゼンチンで作成および履行され、買い手がアルゼンチンの会社であり、したがって国内契約として適格とされる場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはアルゼンチンの法律が適用され、管轄裁判地はアルゼンチン、ブエノスアイレスです。 買い手がブラジルの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはサンパウロおよびブラジル連邦共和国の法律が適用され、管轄裁判地はブラジル、サンパウロです。 買い手がチリの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはチリの法律が適用され、管轄裁判地はチリ、サンティアゴです。

EMEA。

買い手がスイスの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはスイスの法律が適用され、管轄裁判地はスイス、チューリッヒ州です。 買い手がベルギーの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはベルギーの法律が適用され、管轄裁判地はベルギー、ブリュッセルです。 買い手がデンマークの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはデンマークの法律が適用され、管轄裁判地はデンマークです。 買い手がフランスの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはフランスの法律が適用され、管轄裁判地はフランス、パリです。 買い手がドイツの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはドイツの法律が適用され、管轄裁判地はドイツ、フランクフルトです。 買い手がアイルランドの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはアイルランドの法律が適用され、管轄裁判地はアイルランドです。 買い手がイタリアの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはイタリアの法律が適用され、管轄裁判地はイタリア、ミラノです。 買い手がスペインの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはスペインの法律が適用され、管轄裁判地はスペイン、マドリッドです。 買い

手がスウェーデンの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはスウェーデンの法律が適用され、管轄裁判地はスウェーデンです。

APAC。

買い手がインドの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはインドの法律が適用され、管轄裁判地はインド、ベンガルールです。 買い手が日本の会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項には日本の法律が適用され、管轄裁判地は日本、東京です。 買い手がオーストラリアの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはオーストラリアのニューサウスウェールズ州の法律が適用され、管轄裁判地はオーストラリア、シドニーです。 買い手がニュージーランドの会社である場合、本 PO に起因または関連して生じるすべての事項にはニュージーランドの法律が適用され、管轄裁判地はニュージーランドです。

21. 言語。 両当事者の要請に応じて、本 PO ならびに本書に関連するすべての通信および文書の公式言語は英語であり、英語版が本 PO のすべての解釈に適用されます。 À la demande des parties, la langue officielle de la présente convention ainsi que toutes communications et tous documents s' y rapportant est la langue anglaise, et la version anglaise est celle qui rég it toute interprétation de la présente convention. A solicitud de las partes, el idioma oficial de este PO y todas las comunicaciones y documentos relacionados con el mismo es el idioma inglés y la versión en inglés regirá toda interpretación del PO. A pedido das partes, o idioma oficial deste PO e todas as comunicações e documentos relacionados a ele são o idioma inglês e a versão em inglês regerá toda a interpretação do PO.

22. 可分性。 本 PO のいずれかの規定が無効または強制不可能と判断された場合、当該規定は本 PO から削除されたものとみなされ、元の規定に一致する両当事者の意図を可能な限り達成する有効かつ強制可能な規定に置き換えられるものとします。 本 PO の残りの規定は引き続き有効に存続するものとします。

23. 優位性。 本 PO の条件と矛盾する、見積り、確認書、請求書、または類似の文書に過去に印刷された条件は、本 PO により置き換えられるとみなされます。 製品に付随するライセンス条項は、本 PO の条件と矛盾しない場合、本 PO の条件を補足するものとします。 売り手および Thomson Reuters が、製品またはサービスに関して署名した契約を保有する場合、当該契約は本 PO に優先するものとします。

24. 完全合意。 第 23 条「優位性」で別段に許可されている場合を除き、本 PO は両当事者間の完全合意を構成し、本 PO の主題に関する両当事者間の書面または口頭による従前のあらゆる合意に優先し、両当事者により署名された書面で変更されない限り、変更することはありません。

25. 第三者の権利。 Thomson Reuters の関連会社は第三者の受益者として、本 PO の条件を売り手に対して強制することができます。ただし、本 PO に記載された責任制限および免責、ならびに本 PO の両当事者が当該関連会社の同意なく、本 PO の条件を解除または変更できることを条件とし、その他のいかなる第三者も、本 PO の条件を強制する権利を留保しないものとします。

26. APAC 固有の義務。 シンガポールの法律が適用される PO については、当該 PO に起因または関連して生じた紛争、論争、もしくは申し立て、または当該 PO の違反、解除、もしくは無効化は、シンガポール国際仲裁センター（以下「SIAC」という）の仲裁規則に従い、シンガポールにおいて仲裁に付託され、最終的に解決されるものとします (SIAC 規則第 2 版、1997 年 10 月 22 日または随時有効な当該規則への改正)。 仲裁は、3 人の仲裁人の裁判において、英語で行われるものとします。

27. アルゼンチン固有の義務。 第 13 条「独立請負業者」の条件に加え、アルゼンチンにおいて独立請負業者により履行されるサービスについては、売り手は、要求されたサービスの履行に使用される手段および方法の決定に対して単独で責任を負うものとします。 売り手は、本書に基づいてサービスを履行するために売り手が雇用または配置した担当者に対して完全かつ単独で責任を負うものとします。 直接的または間接的にかかわらず、本書に基づくサービスの履行のために Thomson Reuters に配置された売り手の担当者との労使関係に起因して生じる売り手の義務および責任（労働法、労働組合法、税法、および社会保障法に基づく義務が含まれるが、これらに限定されない）について、売り手が違反または遅延した場合、当違反または遅延により Thomson Reuters が被る、負う、または支払う可能性がある、あらゆる性質の一切の経費、費用、損害、不利益、制裁、罰金、罰則、または責任（弁護士およびその他の専門家の合理的な費用を含む）について、売り手は、全額支払われるまで適用される利息を含み、Thomson Reuters を補償し、免責するものとします。 売り手は毎月、本書に基づくサービスを履行するために配置された担当者のすべての給与領収書および記録の写しを Thomson Reuters に提供するものとします。ただし、売り手が Thomson Reuters により当該義務を明示的に免除されている場合はこの限りではありません。

28. ブラジル固有の義務。 売り手は、直接的または間接的にかかわらず、本 PO に基づいてサービスを履行する自らの担当者（再委託業者を含む）に対する労使関係のすべての義務（労働、社会保障、税に対するすべての料金の支払い、ならびに労働法および社会保障法に起因して生じるその他すべての非金銭的な責任を含む）の順守について単独で責任を負います。 Thomson Reuters は、直接的責任、間接的責任、共同責任、または子会社の責任について責任を負いません。 売り手またはその再委託業者が労働または社会保障の義務を履行しなかった結果、Thomson Reuters またはその関連会社に損害が生じた場合、Thomson Reuters は当該損害について売り手に書面の通知を提供し、売り手は Thomson Reuters に速やかに返金するものとします。 (a) 売り手の従業員、その再委託業者、もしくは売り手に関連するその他の人について、労働上もしくは民事上の申し立てが Thomson Reuters に対して提出されている場合、または (b) Thomson Reuters が、当該人に関連する事項により、ブラジル連邦労働省、ブラジル国立社会保障院（以下「INSS」という）、ブラジル連邦貯蓄銀行、もしくは政府機関から通知を受けた場合、売り手は、Thomson Reuters から通知を受けてから 48 時間以内に、考えられる有罪判決により支払うべき金額を含め、当該訴訟または行政手続きに起因して発生したすべての費用、弁護士費用、罰金、および経費について、遅滞なく、またはいかなる異議の申し立てもしくは議論も行うことなく、Thomson Reuters に返金することを約束します。 当該返金を保証するため、Thomson Reuters は、自らの裁量により、売り手に支払うべき未払い金（本 PO または別の PO に基づくかどうかにかかわらず）の支払いから、いかなる支払いも相殺する権利を留保し、または Thomson Reuters が支払うべき金銭を既に支払っている場合、Thomson Reuters は裁判所において売り手の債務を請求することができ、これにより適用法に基づいて裁判外の執行力のある債務名義として機能するものとします。